

地域産業委員会	
令和4年2月25・28日	
産業経済部	資料6番
所管	産業振興課

## 第18号議案

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例の一部を  
改正する条例

### 1 改正理由

大田区産業プラザの大展示ホールを新型コロナウイルスワクチン追加（3回目）接種に係る会場として行政使用することに伴い、大展示ホールの供用停止期間を変更する必要があるため。

### 2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

### 3 施行年月日

公布の日から施行する。

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例（令和3年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例</p> <p>令和3年3月12日 条例第11号</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 大展示ホール <u>令和4年7月1日から令和5年3月31日まで</u></p> <p>付 則</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 大展示ホールの供用の停止期間に係る規定 <u>令和4年7月1日</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例</p> <p>令和3年3月12日 条例第11号</p> <p>大田区産業プラザ条例（平成6年条例第39号）に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設は、それぞれ当該各号に定める期間、その供用を停止する。</p> <p>(1) コンベンションホール 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>(2) 大展示ホール <u>令和4年4月1日から同年12月28日まで</u></p> <p>付 則</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) コンベンションホールの供用の停止期間に係る規定 令和3年4月1日</p> <p>(2) 大展示ホールの供用の停止期間に係る規定 <u>令和4年4月1日</u></p>